

(社) 韓国協同組合研究所 所長

キム
金

ギ テ
奇 泰 (著)

東京大学大学院 農学生命科学研究科
農学特定研究員

リ
李

サン ウク
相 旭 (訳)

東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授
一般社団法人 J A 共済総合研究所 客員研究員

まつ
松

もと たけ のり
本 武 祝 (訳)

アブストラクト

本論文は、植民地期以降今日に至るまでの韓国（朝鮮）における協同組合の歴史と現状を、「自生的民間協同組合」と「官製協同組合」というふたつの系譜に着目しつつ論じたものである。植民地期においては、契などの朝鮮の伝統的な共同組織に起源を有する「自生的民間協同組合」の簇生^{そくせい}にもかかわらず、総督府主導による「官製的協同組合」設立を通じた農村の組織化が進展した。解放後の韓国では、専制的・軍事的な政権の下で、その「官製的協同組合」が再編されつつ継承された。1980年代末の民主化以降、「自生的民間協同組合」運動が活発化し、また「官製的協同組合」の民主化がある程度進展する。今日の韓国では、多様な協同組合とその運動が、それぞれ課題を抱えながらも広範に展開している。

(キーワード) 韓国（朝鮮） 自生的民間協同組合 官製的協同組合

目次

1. はじめに
2. わが国の協同組合史をみる観点
 - 1) 主体的観点
 - 2) バランスのとれた総体的観点
3. 1945年以前の協同組合
 - 1) 伝統的な協同活動
 - 2) 植民地時代の協同組合
4. 協同組合体系の整備：1945年～1973年
 - 1) 生産者協同組合
 - 2) 信用協同組合
5. 協同組合の成長と危機の発生：1974年～2000年
 - 1) 生産者協同組合の成長と危機
 - 2) 信用協同組合
 - 3) 協同組合民主化運動
6. 新しい協同組合の発展と既存協同組合の模索：2000年以後
 - 1) 消費者生活協同組合運動
 - 2) 労働者協同組合などの胎動
 - 3) 既存協同組合の摸索
7. 最近の協同組合の現況
 - 1) 協同組合の現況
8. むすび：韓国協同組合の発展方向
 <<訳者解説>>

1 [訳注] この論文の原題は김기태 「한국협동조합의 역사 및 동향」 社会投資支援財団『사회적경제리뷰 (社会的経済レビュー)』第1号、2012年3月、である。翻訳を許可して下さった金奇泰氏および「社会的経済レビュー」誌に対してお礼を申し上げたい。同氏には、翻訳作業の過程でいくつかアドバイスをいただいた。あわせてお礼を申し上げたい。

1. はじめに

協同組合は社会的経済領域において最も長い歴史をもち、最も大きい比重を占めている。これは世界的にそうでありわが国でも同じである。しかしながらどこまでを協同組合とするか？現在大規模を誇る協同組合が社会的経済の価値に対してどの程度同意し、どの程度の実践および寄与をしているか？という問いに対して答えることは容易ではない。

協同組合は当初社会的経済を標榜して出発した。歴史的経験を蓄積する中で、協同組合は、一般営利企業に変質したり、安定した経営構造に埋没してしまったりもしたし、新しい運動方式をみつけたりもした。既存の協同組合の問題点のみ指摘して、新しい社会的経済のモデルを追求しようとする動きがその試みに成功した後にも持続的に運動性を堅持しえないならば、現在批判される既存の協同組合と何ら異なるところがなくなる。

E.H.カーは「歴史とは現在と過去の絶え間ない対話」であり「私たちが向こう側に動いていく所にある未来」と述べた。わが国の協同組合の歴史をつまびらかにすることで、競争ではない共同の努力を通じてより良い社会をつくり出そうとする自発的な努力と、これを馴致し統制しようとした政府の介入－政策の過程を理解できるであろう。これは私たちが社会的経済の自発的構成と政府政策との関係を具体的に把握するにあたって、助けとなるであろう。

2. わが国の協同組合史をみる観点

協同組合史を整理する前にまず観点を確立

することが重要である。歴史は単純に事件を羅列することではなく、観点をもって以前の事件を再構成することである。したがって社会的経済活性化の観点から協同組合を再構成するためには、いかなる観点に立脚するかが重要である。

1) 主体的観点

20世紀以後、韓国史の認識において提起される根本的な問いは、「近代」が移植されたものであるか自体的に発展しえたものであったかを判断することである。「移植された近代」という論点は、国内社会の内部に動力がない状況において、政府、海外文物に接した先導的知識人が社会の脈絡と無関係に生産性の高い制度を導入したという主張とつながっている。

協同組合は資本主義社会においてその弊害を克服するために提起され実行された制度であると同時に自律的な組織である。したがって韓国の協同組合をみる際、次の二つの視角が重要である。一つは英国の産業資本主義のみを標準的な資本主義とする考え方から抜け出て、協同組合が初めて導入された日帝強制占領期も、多様な形態の資本主義の一つの形式として理解しなければならないという点である。もう一つは「国際協同組合連盟の協同組合原則」に完全に符合する場合にのみ協同組合とする観点から抜け出て、協同組合の方式に多様な変種が存在するという点であることを認めることである。こうした二種類の視角があつてこそ、ヨーロッパとは異なる与件に処した韓国社会は、それに適合した協同組合運動を構成しようとする意志と力量をもって、特

殊な協同組合の自体的な歴史をもちうると解釈できる。すなわちわが国の協同組合をみるとき二重の意味において主体的でありうるであろう。

2) バランスのとれた総体的観点

協同組合のアイデンティティは、現象的に対立する要件を同時に満たさなければならない一つの関係によって構成されている。すなわち協同組合は、運動的側面において資本主義の代案であるという点を証明すべきであると同時に、事業的側面において資本主義的市場の交換価値の中で生き残らなければならないので、運動的側面と事業的側面の対立と統一がある。組合と組合員の関係においても、組合員は「出資者－利用者－統制者」という三重の役割を付与され、利用者としての権利と組合員としての義務を同時にもつという点において、企業と顧客の関係とは異なる。

したがって協同組合の流れを整理し評価する際には、このような点を勘案したバランスのとれた総体的観点が必要である。この観点から諸々の事件の成果と問題点を同時に考慮し、各事件が及ぼした長短期それぞれの功績と過失をとみにみなければならない。

3. 1945年以前の協同組合

1) 伝統的な協同活動

わが国には、トゥレ、契、郷約²など多様な協同組織をつくった立派な伝統が流れている。ユ・ダリョンは「契は数名から数百名が結合

して、同一の目的下で、一定の規約を定め共同出資し、相互の生活の維持向上、経済改善、社会福利をはかるなど、その目的の範囲は非常に広がった」と述べた。³茶山丁若鏞³は牧民心書において「百姓たちがみな契を組織しお金を増やす。集めたお金で投機し利子を増やすことを契という」とし、契の事業的性格を説明している。

契の規模は部落単位の10余名前後から721名からなる郷約契の事例まで偏差が大きく現れている。一旦契員になると契内部では身分の上下は問われず、契員同士が共同出資し、規約をつくり、農地を通じた生産を遂行するなど多様な活動をした。このような伝統的な契の活動は現代的協同組合の主要原則と類似した側面が多い。契は今でも自発的に無数につくられていて、有無相通の原理を基礎とする信用協同組合の原型を維持している。このようなわが国民の広範囲な協同活動の伝統は、日帝の弾圧にもかかわらず持続的に下からの協同組合運動をつくり出す動力となった。

実際、伝統的協同組織と協同組合の間的情緒的関連は非常に深く、その経験がわが国の協同組合運動に対する促進剤となった。日帝下の協同組合は官民間わず、社倉、郷約、契のような協同組織の連関性を強調したりもした。一層積極的に、私たちの生活に深く根をおろしている契の形態から、私たちの情緒にみあった韓国協同組合のモデルを定立していくための栄養分を取り込んでいかなければならない。

2 [訳注] トゥレは農作業などのための共同労働組織。契は公共事業、共同労働、相互金融あるいは親睦・娯楽などのために地域や親族などを単位でつくられる相互扶助組織。郷約は郷村社会において道徳の実践や相互扶助を目的として設けられた規約およびその組織を指す。

3 [訳注] 18世紀末から19世紀前半にかけて活動した朝鮮時代を代表する知識人。経世思想家。

しかしながら日帝植民地政府は、このような協同組織が近代的制度としての協同組合に発展することを抑制し、国家の強圧的権力を通じて、「協同組合原則」の第二原則「組合員による民主的管理」を消滅させて、「事業と組織形式」のみ協同組合の原理を借用した組織を移植した。いわば官の協同組合をついたのである。

2) 植民地時代の協同組合

植民地時代わが国の協同組合は二つの流れをもつことになる。一つは、日本留学生および天道教⁴、キリスト教系が中心となって当時の農民たちの厳しい経済社会的権益を保護するために組織した協同組合があり、これが下からの流れである。これを自生的民間協同組合という。他の一つは、日帝総督府が上から主導して設けた、主に統治手段として使用しながら一部の農民たちの金融と営農の必要性を補助したもので、これが上からの流れである。これを官製協同組合という。

イ. 自生的民間協同組合の流れ

文献上で確認できる最初の協同組合は1920年に設立された「京城消費組合」と「木浦消費組合」である。「朝鮮協同組合運動小史」においてハム・サンフンは「朝鮮に協同組合が初めて始まったのは1919年以後で、経済的自立なしには政治的に自立しえないことを悟った朝鮮民衆が一郡または二郡に一つ程度に消費組合をついた」と記述している。しか

しながらこのように設立された協同組合はただちに経営上の困難に直面し活動停止に至る。

当時わが国は大部分の地域が農村であったため農村地域を中心に協同組合運動が大衆に波及した。農民運動は日帝下の植民地収奪に対抗して小作料引下げ運動などを展開し、時を経るほど経済的自助運動へと発展し、日本に留学してきた知識人あるいは宗教指導者と連携しながら協同組合運動に発展した。韓国農村の破綻と農民の困難の惨状をみた民族主義的な日本留学生を中心に組織された「協同組合運動社」は1927年に忠南と慶南北地域において講演を行い組合設立を督励した結果、22個の組合、5千余名の組合員に拡大した。日帝はこの運動を妨害するため委員長を検挙して弾圧したが、厳しい農村の状況は多くの人々をして民間協同組合運動に参加させた。協同組合の規模はかえって一層拡大し、1932年には組合80余個、組合員2万余名となった。

日帝は民間協同組合運動の主導者の多くが社会主義思想をもっていたという口実を付し大々的な解散命令と圧力を加え、1933年には強制的に解散が完了した。日帝が民間の協同組合運動を弾圧したのは協同組合運動が日帝に反抗する独立運動へと発展することを恐れたためである。

天道教においても「朝鮮農民社」を中心に「農民共生組合」を育成した。1932年には全国的に181個の組合、3万8千名の組合員が活動したが、1937年に中日戦争が勃発し日帝の統治が強化され強制的に解散された。キリ

4 [訳注] 朝鮮末期に興った民衆宗教である東学は甲午農民戦争を率いたが、日本軍の侵攻により敗北に終わる。その後、東学に対する政治的弾圧の過程において、東学の正統を引き継いで20世紀初に天道教が成立した。植民地期に教勢を拡大させ、3・1独立運動においても主導的な役割を果たした。

スト教においても1926年からYMCAを中心に契組織と似たマウル〔村落：訳者〕単位協同組合運動を展開し、全盛期には720個の組合を設立した。しかしながら1930年代初めに総督府が農村振興運動を名目としてマウル別に部落振興会をつくり民間協同組合を強制的に解散したり部落振興会に統合したりして、次第に減少し総督府の閉鎖命令によって1937年に完全に消滅した。

ロ. 官製協同組合の流れ

官製協同組合は1907年に「金融組合」を設立することから始まった。金融組合は信用事業を中心に購買販売事業を結合したライフアイゼン協同組合のモデルにならうと標榜したが、実際には貨幣整理事業、納税宣伝など総督府の事業を代行した側面が多く、運営も総督府の徹底した指導を受けた。1918年には金融組合の道⁵単位連合会を設立し金融機能を強化、1929年に購買販売事業を除外することで金融組合は一般金融機関に変質した。1933年に全国単位の朝鮮金融組合連合会を設立し大規模銀行組織へと変化し協同組合的性格は完全に消滅した。

金融組合の変質に農民の不満が高まると、総督府はこれをなだめるため宥和政策の一環として1926年に特産品のみ限定して購買、販売、利用事業ができる「産業組合」を別途設けた。産業組合は事業部門と事業条件が非常に限定されていたため、実際にはほとんど活性化しなかったので1932年に事業範囲を一般農産物にまで拡張した。以後産業組合の規

模は次第に大きくなり1940年には組合数115個、組合員数22万人まで拡大した。

漁業部門も農業と似た経路をたどった。朝鮮総督府は1911年に漁業令を公布し一定地域内に居住する漁業者が集まり漁業組合を設立できるようにし、漁業者または水産物の製造および販売業者は水産組合を設立できるようにした。1912年に漁業組合が最初に設立され1930年に道連合会が慶尚北道で出帆し、1937年には朝鮮漁業中央会が発足した。1941年末には206個の組合に15万6千人の組合員が加入していた。

しかしながら第2次世界大戦が勃発し政府の統制経済が強化されて、総督府は1943年に産業組合を解散させ、1944年に水産団体統合要綱を発表し水産関連団体を社団法人朝鮮水産業会に統合した。これによって総督府の官製協同組合運動は幕を下ろした。

山林組合も似た軌跡をたどった。1911年山林令を公布し1913年に平安南道において最初の山林組合が政策的に組織され、1915年には全羅南道において自発的な山林組合が面単位で設立され、1921年には部落単位の山林組合が1,344か所に達した。1925年には道山林組合連合会が設置された。しかしながら1932年に日帝は、山林組合が住民の負担を増加させるという理由で全面的に解散し山林組合の財産と業務を朝鮮総督府傘下団体である朝鮮山林会に移管した。

ハ. 日帝時代の協同組合運動の意義

第一に、民間協同組合運動は農村中心に拡

5 〔訳注〕植民地朝鮮の地方行政単位は、道－府・郡－邑・面－洞・里であった。洞里は行政用語において里洞と称されることもある。邑面は日本の町村に相当する。解放後韓国では、府は市と改称されている。

大したが、当時の農業生産構造の特徴上、販売協同組合というより消費者協同組合的性格をより強くもちながら、生産と信用を結合する兼営協同組合への指向がみられた。特に「農民共生組合」には総合農協の初期的形態がみられ、すすんで平壤農民ゴム工場を設立しゴム靴を直接製造するなど現在の協同組合も実行しえない活動を展開した。これは2010年に生協法が改定され農食品のみならず一般生活資材をも取り扱えるようになった状況において多くの含意を与える。

第二に、日帝時代の協同組合運動は、指導者たちにおいて、経済的自立を通じて政治的自立を追求しようとする抵抗の性格が強かった。社会経済制度の欠陥を直すという指向を提示したのはそのような意味をもつ。しかしながらこのような指導者の努力が実際に大きく広がった背景には、庶民の経済的自救手段として協同組合運動に説得力があったためである。生計を改善するための満州産粟の共同購入事業はこのような性格をよく示している。協同組合運動は大規模の指向をもつ場合であってもそれが生活人と密接に関連する事業として実行されるよう持続的な関心をもつべきである。

第三に、全国的に拡散した民間協同組合運動は日帝の弾圧と懐柔、官製組合に対する偏向した支援にもかかわらず、現場の支持を基に持続的に維持されえた。民間協同組合運動は1930年代末戦時非常体制に入って強圧的閉鎖命令の下で政治的に解散されたが、協同組合の必要性に対する動力は潜在しつつ光復〔1945年の朝鮮解放：訳者〕後爆発的に噴出することになる。これは協同組合の強靱性を示す

一幕である。

第四に、官製協同組合の流れから、朝鮮総督府さえ下からの協同組合運動と熱望に対して適正な妥協点を継続して模索する他なかったという点を認識することが重要である。官製協同組合の財産は参加組合員が形成したものであり、紆余曲折の末現在の農協と水協（水産協同組合）を発足させる物的基盤になったという点において、官製であったものの、韓国の協同組合の歴史にとって制限的ながらも意義をもつものとなった。

4. 協同組合体系の整備：1945年～1973年

1) 生産者協同組合

イ. 農業協同組合の体制構築

1945年、光復を迎えると直ちに協同組合運動が復活した。左翼農民団体である全国農民組合総連盟は330万の会員を基に1,745邑面支会を動員して協同組合全国連合会発起会を構成した。右翼農民団体である大韓独立農民総連盟も地域単位で農民厚生組合を組織しつつ1951年には邑面単位農業協同組合発起大会をもち農業協同組合中央連合会を結成した。金融組合連合会は金融組合を協同組合に改編しようとし、協同組合推進委員会を全国に設置し1,000余個の邑面組合と道連合会および農業協同組合中央会まで結成した。多様な下からの流れが大規模に進行した。

下からの協同組合設立への熱望を反映し1952年当時シン・ジュンモク農林部長官が各市郡から農村青壮年を選抜して農協指導者として育成し、社団法人農村実行協同組合を設立後、かれらを地域に派遣し組合設立を推

進、里洞組合13,628か所、市郡組合146か所を設立した。これらの組合は長官の交替と政府政策の変化によって制度的な組織に発展できなかったが、この時現場に拡散した農協指導者たちは以降多様な方式で協同組合運動の動力になった。

協同組合設立運動は協同組合法を制定しようとする努力と並行した。しかしながら多様な葛藤と争点の中で法制定は遅滞した。こうした葛藤の最大の理由は、金融組合から脱皮して自主的な協同組合を建設しようとする流れと、日帝の金融組合を維持してこれを中心に農協をつくろうとする流れが対立したためである。

議論が平行線を描くと政府は既存の農協関連組織をすべて無視して二つの別途の組織を設立することで議論を取り繕った。1956年に株式会社農業銀行が設立され、金融組合の業務と資産を農業銀行に委譲した。また1957年に農業協同組合法を制定し1958年に農業協同組合を設立した。

しかしながら経済事業は農協に、信用事業は農業銀行に分担して農民と農業の発展を期するという目的で出帆した両組織は、実際の運営面において多くの問題点をあらわにした。農業銀行は計画とは異なり農協に対する支援をほとんどせず、農協は農民組合員の組織基盤が弱いというのに農業銀行から資金支援をまともに得られず経済事業が活性化できなかったし、したがって経営も難しくなった。

まともに作動しない両組織の問題点を解決するための議論が続き、1961年に重農政策を標榜した軍事政府が主導して国家再建最高会議において同年6月に農協と農業銀行の統合

を議決した。その後8月に140か所の郡組合、21,042か所の里洞組合、101か所の特殊組合で構成された三段階系統組織を備えて、農協中央会が出帆することになる。統合農協中央会の出帆後政府は里洞組合を整備した。当時里洞組合は下向式で設立され、実質的には政府が農協中央会長と市郡組合長を任命する非正常な構造であり、協同組合に対する組合員の自発的参加は制限された。政府は里洞組合の経営安定のために合併を勧告し、1969年に合併促進策として邑面単位で合併する農協に対してのみ相互金融制度を許可する政策を導入した。こういう積極的な合併促進策によって1973年多くの里洞組合が邑面単位に合併され単位組合は1,545か所に減少、これによって現在の農協体系が完成した。

ロ. 水産協同組合と山林組合

水産業協同組合の成立過程は次のとおりである。解放後1954年に水産協同組合法案が法制処に回付されたがしばらく審議が遅延し、1962年2月に水産協同組合法が通過して既存の水産団体を整備し始めた。それによって地区漁協88か所、業種漁協12か所、製造業協同組合2か所を会員組合にして、1962年4月1日に水産業協同組合中央会が発足した。当時の水産協同組合法によれば日帝総督府の傘下機関であった朝鮮水産会の後身である大韓水産中央会を水産業協同組合中央会と見做し、既存の官側の水産団体の既得権をそのまま認めた。

山林組合は光復後1948年に中央山林組合連合会が創立され、1950年代まで市道、市郡、里洞山林組合を体系的につくっていった。当

時山林組合は公的な性格が強く自律的な民間協同組合というより半官半民の性格を帯びた山林行政補助団体の性格が支配的であった。1961年に山林法が制定されて山林組合は特殊法人として設立根拠が用意され、準備を経て1962年5月に大韓山林組合連合会が正式に発足した。発足当時道市部は9か所〔8道+ソウル市：訳者〕、市郡組合は159か所、里洞山林契は21,716か所が運営された。

ハ、生産者協同組合体系整備の評価

生産者協同組合は1961年から体系が整備され始めた。農協、水産協同組合、山林組合はその性格がそれぞれ異なり、水産協同組合と山林組合は下からの運動が微弱で政府主導の半官半民的性格が強かったが、農協はもう少し複雑な性格であった。

農協は下からの運動が強く、政府の中でも協同組合に精通した官僚らが農協をまともにしようとする努力があった。しかしながら抑圧的国家構造の中でこのような肯定的な流れはまともに展開されず、政府主導によって設立されることになった。結局当時の与件を総合的に分析すると、農民の要求と力が、農業協同組合という名で事業をするよう法を制定するところまでには至ったが、その力が農協を協同組合原則によって具体的に制度整備するところまでには至らなかったと言える。

このように農協は、組合員の参加誘引の不足と民主的運営が不可能であったという限界をかかえて出発したが、国家経済の早い成長から力を得て農協組織を通じて、農業人にいくつかの側面では実益を提供する成果をだした。最も

目立つ成果は邑面単位農協の設立を通じて相互金融制度を導入することで農家の営農資金不足による高利債を軽減させた点である。農家の高利私債依存度は、1971年に60%水準であり1973年まで上昇して、以降、同年に相互金融制度が全国的に整理されて急激に低下した。また農協は、私債金利の半分の水準で貸出しを行い農家の金融費用負担を低下させた。特に農協は都市で調達した資金を農家に小額の営農資金として提供したが、これは現在、開発途上国で脚光を浴びているマイクロクレジットの国家主導協同組合類型をすでに40年前に実現したものとみることができる。

作目班⁶の育成を通じて市場の商人との交渉力を高め、農村に生活物資を安定的に供給する市場がまともに形成されていなかった時に産地購買販売場を開設するなど、市場競争が脆弱な農村社会において競争の基準としての機能を遂行することで、農民および農村住民の家計費用削減に助けを与えたことも事実である。

このような成果は農民組合員の自律的力量の強化に帰結するよりも、農業と農村、農協を政府政策の動員体系に束ねておく堡壘として利用されることで、依然として植民地協同組合政策と軌を一にするという問題点をもつ。

しかしながらこのような成果の背景には、政府主導の体系的な組織整備と支援のみならず、1950~60年代に多様に形成され全国津々浦々で農業と農村のために献身奉仕しようとする協同精神をもつ多くの指導者がいた。

1950年代に全国の多くの農村地域において、里洞組合はマウル単位で機械農具を備え

6 [訳注] 1970年代、村落単位に作目ごとに組織された共同作業・共同購販・技術普及のための団体。

利用する自発的な精米組合を結成した。これは、里洞組合は規模が小さく経済的な活動をしえないという既存の観念と異なり、里洞組合が時代の与件に従って組合員たちの利害と要求をうまく理解すれば、政府の支援育成とは無関係にひたすら経済的な理由だけでも設立と運営が可能であるということを示した。

若い農村の青年たちは農村を発展させるため自発的に協同組合を学習し、こうした数百名の現場の協同組合活動家たちが全国的な組織を作って熱烈な農協運動を展開していた。このような現場の熱い協同運動の火種があったので上からの動力が現場において無駄にならず、協同組合の枠組みの中で成果をつくり出すことができたのである。

2) 信用協同組合

官製指向が強い生産者協同組合が政府主導で整備された1960年代、都市地域を中心に信用協同組合の自発的な設立運動が始まっていた。

釜山の修道女マリー・ガブリエラが主軸になった「協同組合教導奉仕会」と、ソウルのチャン・デイク神父が主軸となった「協同経済研究会」は、信用協同組合を設立するために努力した。修道女マリー・ガブリエラは1960年5月1日、韓国ではじめて釜山地域において「聖歌信用協同組合」の設立を主導し、チャン・デイク神父は1960年6月26日にソウルにおいて「カトリック中央信用協同組合」の設立を主導した。以降、協同組合教導奉仕会は信協運動の拡散のための指導者養成教育、組合員教育、広報、組織指導など総合的

支援活動によって1962年までに17個の信協を組織し、カトリック中央信用協同組合は1962年までに4個の組合設立を指導した。

以後両組織は1964年50余個の信協を会員とする「信協連合会」に一元化された。信協運動は以後持続的に地域および職場信協を設立し信協法制定運動を展開した。10年間の努力の結果、1972年8月に信用協同組合法が制定されるに至った。信協法によって1973年には277個の組合を会員とする信用協同組合連合会が公式発足した。

信用協同組合のまた他の組織であるセマウル〔セは「新しい」の意。新しい村落：訳者〕金庫は、信協運動を主導した協同組合教導奉仕会が実施した1963年の教育を契機に進行した。再建国民運動本部⁷慶南道支会指導要員35名が第三次講習会を受け、1963年に山清郡生草面ハドゥン里を皮切りに年末までに115個が組織された。多分に自然発生的に始まった「信用組合」は1964年に再建国民運動本部が民間化された後、二大実践課題に選定され、公式名称も「マウル金庫」に変わり全国に拡散した。以後1972年には21,794か所94万余名の会員に拡張された。マウル金庫は信協法が制定されて法人化された。

5. 協同組合の成長と危機の発生： 1974年～2000年

1) 生産者協同組合の成長と危機

農業協同組合をはじめとする生産者協同組合は、体制整備後政府の支援を動力として急激に成長した。生産者協同組合の代表格であ

7 [訳注] 朴正熙少将らによる1961年のクーデターののち、1962年に軍事政権（国家再建最高会議）のもとに設置された下部機関。

る農協は、1961年の誕生以後、組織と事業面で飛躍的な成長を成し遂げた。会員農協の場合、資産は1961年の133億ウォン〔現在の交換レートは、10ウォン≒1円：訳者〕から2000年の110兆1,903億ウォンに増え、職員は4,126名から51,255名に増えた。農協中央会の資産は1961年の193億ウォンから1995年の124兆5,245億ウォンに増加し、職員は926名から16,334名に増えた。資産はほとんど1万倍に肉迫するほど増加したが、これはインフレーションを勘案しても全世界的に類例がないほどの記録的な増加傾向である。しかしながら下向式設立と政府統制から自由ではありえなかった農協は、政府政策によって組織が分割されたり再び合同されるなど協同組合としての自律性の側面では依然として問題点をかかえていた。

1980年に登場した新軍部が主導した国家保健立法委員会においては、牛肉輸入利益金で造成した畜産振興基金組織と農協中央会の畜産事業および畜産組合を合わせて、畜産協同組合の系統組織を別途設立することにした。準備作業を経て同年12月に農協中央会の畜産業務と財産、そしてその時まで特殊組合として農協中央会に属していた畜産協同組合が分離され畜産協同組合中央会が設立された。しかしながら20年ほど存続した畜産協同組合中央会は、農民団体による、農協における信用事業部門と経済事業部門の分離および農協と畜協の統合に関する要求に加えて、〔アジア金融危機の際の韓国における：訳者〕IMF救済金融事件〔以下IMF事件と略：訳者〕をむかえて経営危機が発生したことによって、農協法が改定されて再び2000年に農協中央会に統合される。

組合員の自律的組織である協同組合のアイデンティティとは異なり、主体的な組織原理をもちえなかった起源的限界が如実にあらわれた一幕である。

IMF事件の影響は生産者協同組合の各々に異なる影響を及ぼした。農協はすでに確実な資産を確保した状況において一般銀行と異なり大企業貸出しの比重が低く、かえってIMF事件を機会に急激に預金が集まり成長の勢いが加速化した。会員農協も都市化によって都市農協を中心に相互金融資産が増え大きく成長した。

しかしながら水産協同組合は放漫経営の結果IMF事件の直撃弾を受けた。水産協同組合の事業規模は1962年の18億ウォンの水準から2000年の17兆5千億ウォンへと大きく成長した反面、収益性は非常に低く1997年の625億ウォンの赤字を皮切りに1998年の3,772億ウォン、1999年の2,894億ウォン、2000年の8,125億ウォンという天文学的な規模の赤字を記した。特に水産協同組合中央会はすでに1990年、1995年にも赤字が発生するなど問題点を示していた。信用事業を行う機関として必要な充当金積み立てが不可能なほど経営上の問題点をかかえながら、IMF事件によって充当金積み立て要件が強化され、大幅の赤字を記した。その結果2000年5月に金融監督院の財産実態調査を受け、1兆2,000億ウォン余りの公的資金を供給されるという結果に至った。以後公的資金の支援を得る代価として、水産協同組合中央会が「預金保険公社の信託統治」と表現するほど金融機関の統制がなされるに至った。

2) 信用協同組合

信用協同組合は信協法改定以後、高い社会的関心を集め急速に成長した。1982年にセマウル金庫法が別途制定されてセマウル金庫〔同法制定にともなうマウル金庫から改称：訳者〕も成長への弾力を得た。法の制定は二重の意味をもつ。すなわち法制定は、一方において法人化および多様な社会的支援を得られる好条件を設けたが、他方においては協同組合に対する理解が低い国家機関の管理と監督を受けることになって自律性が減退する条件を設けた。特に1980年代を経て協同組合の指導者たちの育成が事業拡張の趨勢に追いつかず、共同紐帯に対する認識が希薄になりながら、レイドロー博士が指摘した「思想的な危機」と似た状況が発生した。

国家経済が急激に発展して銀行が成長し協同組合と銀行の競争が激化しながら、協同組合は次第に経営主義に陥り充分自律的な管理がなされず不正が発生した。信協のこのような問題はIMF事件を通じて劇的に露呈した。1997年末1,666か所の信協において経営危機が発生し、その結果433か所が解散あるいは清算に至り2002年末の信協の数は1,233か所に減少した。同期間の間、組合員の数は10%減少し、信頼の危機が発生するや組合員の出資も減少し出資金も22%減少するなど、全般的萎縮を経験した。結局信協は経営安定のために預金保護公社から4兆8千億ウォン余りの公的資金を得て金融機関の管理監督を受けるに至った。

3) 協同組合民主化運動

1960年代末から政府主導の下向式によって

設立された農協の問題点を指摘し、真の協同組合を作り出すための努力が続いた。1970年代初めにカトリック農民会が主導して現場農民の声を反映した農協実態調査研究報告書が発行され、農協の問題は公的なイシューとしてあらわれ、農協の不条理を是正せよという要求が広がった。以降、農民団体は、「農協民主化運動」を重要な活動課題にかかげ1970～80年代には「農協組合長直選制争奪」と「民主的な農協運営」を中心課題として主張した。1987年6月抗争の成果によって民主化が実現されると、政府は1988年に農協法を改定して組合長直選制を受容した。以降、農民団体は、農協中央会の信用経済分離要求、経済事業活性化を主張し、現場では地域農協改革運動がはじまった。

農協を除けば大衆的な協同組合民主化運動をみいだすことは困難である。これは既存協同組合機関に構造的問題があって、1990年代中盤まで韓国社会において協同組合に対する意味付与が不十分だったためだと考える。しかしながら政治的民主化がある程度なされたにもかかわらず社会経済的民主化が遅滞する状況においては、庶民の生活は一層困難となり、韓国社会が先進国の水準に至り急激な政治的変動が困難となる状況において新しい模索をすることになる。こうした中でIMF事件を経ながら協同組合に対する関心が大きく高まった。

6. 新しい協同組合の発展と既存協同組合の模索：2000年以後

1) 消費者生活協同組合運動

韓国の協同組合は日帝初期の消費組合を中

心に始まったが、消費組合は弾圧によって解散された後長らく注目されることがなかった。これは政府の協同組合体制の整備が生産者中心に成立したためでもあり、非民主的な社会構造において消費者の組織化が受容困難なためでもあった。しかしながら信協運動が拡大しながら消費者協同組合に対する多様な試みが続いた。信協運動が活性化した所を中心にまず1979年に江原道平昌新里においてはじめて農村購買販売場型消費協同組合がつけられ、1980年代初には信協と連係して都市スーパーマーケット型消費協同組合がはじまった。しかしながらこれらの試みは、変化する流通環境に対して適応できず、組合員との関係など協同組合事業構造を確立できずに、多くの場合活動停止するか個人事業体に転換することになった。

本格的な消費者協同組合運動は、80年代中盤以後、日本の生協の先進事例を受容して設立運営されることになった「安全な食品の共同購入型」生活協同組合がつけられ、スタートした。1985年に安養のパルン生協がつけられ、1986年にハンサルリムが事業をはじめ、現在の消費者生活協同組合の形態がつけられた。

わが国においてヨーロッパの消費者協同組合と異なり「生協（生活協同組合）」という表現を使用する理由は、単に協同組合的消費活動から脱して環境破壊問題に対応するための有機農産物の使用、地域コミュニティ活動の展開など全般的な生活問題を解決しようとする意志と理念が追加されたためである。わが国の生協運動は、強い協同組合の理念、積極的な活動家たちの存在、持続的な指導者育

成などによって、世界的にも健康で発展的な姿を示している。

自発的に設立された消費者生協運動は底辺拡大のために法制定活動を展開した。1980年代後半に消費者協同組合中央会が社団法人形態で認可された後立法活動を展開していったが、政府部署と国会の浅い理解によって10余年間遅滞することになる。その中で生協運動の地平は継続的に拡大し1994年には大学生生活協同組合が消費者生活協同組合中央会の大学生協部門に統合され、安城医療生協と新村共同育児生協がつけられるなど事業が拡張され、購買生協も継続的に拡大した。1997年に生協は75か所に増加、協同組合として整備はされなかったもののカトリック系列のわが農村活かし運動本部も全国的な組織網を備えるなど、法制定の雰囲気は熟していった。その結果1999年度に生協法が制定された。

法的地位を獲得した生協は2000年を経て、生協の物流と方向性に対する意見を中心に、大きく三つの事業連合体を構成し成長を継続していく。トゥレ、iCOOP、ハンサルリムの三つの事業連合は各自差別化された戦略をもって大きく成長する。

2) 労働者協同組合などの胎動

1970年代を経て全世界的に協同組合の新しい領域として労働者協同組合が拡散したが、わが国は分断などの理念的な問題により開始も遅滞しただけでなく30年が過ぎた現在でも社会的土壌が浅い状況である。

しかしながら1987年以後、社会の民主化がある程度推進され多様な社会活動の空間が開かれると、諸々の方面で労働者協同組合運動

が現れてくる。こうした動きは1990年代のモンドラゴン協同組合複合体の影響を受け、積極的に活動家を中心に拡大していき、IMF事件をむかえて企業の倒産と失業問題が発生すると失業克服と労働統合という機能的側面において注目され、諸々の運動が個別的に制度的支援を受けることになる。

労働者協同組合は様々な方式で推進された。第一に労働組合や労働者による会社引受け方式、第二に労組活動家による会社創立、第三に都市地域での生産共同体設立、第四に進歩的な創業者の小規模同業組織などがある。1995年当時、労働者協同組合は自活〔self-support：訳者〕共同体を除いて11か所に組合員470名、と非公式集計された（チャン・ジョニク、1995）。

3) 既存協同組合の摸索

IMF事件以後、畜産協同組合中央会と統合された農協中央会は、金融産業の堅調な成長傾向にもかかわらず絶え間ない改革要求に直面することになる。法制度的な信用事業部門と経済事業部門の分離とともに、直選制組合長たちの合意によって、市郡単位の多様な購買販売連合事業の試み、品目農協の連合会設立および活動、農民団体の農協運営民主化運動などは、現在の農協体制のままではダメであるという合意をつくり、農協法は3～4回の改正を繰り返すことになった。

これに対応して農協内部においても改革を持続的に推進したが、代表的に、一社一村運動など都農交流の活性化、都市農協の農村農協支援体系整備、独立事業部制の強化などをあげられる。結局2011年3月に農協中央会事

業構造改編を明示した農協法が改正され、今後の帰趨が注目される。

公的資金を受けた水産協同組合と信協はその間公的資金償還のための金融当局の規制を受けることになり、実質的な協同組合としての役割は縮小する他なかった。しかしながらある程度の時を経て経営安定化が進行し最近では協同組合的活動に対する関心と要求が高まっている。

7. 最近の協同組合の現況

1) 協同組合の現況

イ. 生産者組合の一般現況および経済事業の現況

生産者協同組合の現況をみると2009年末現在、一線組合は1,414個、組合員309万名であり一次産業従事者世帯の大部分が組合に加入している。職員は一線組合で8万余名、連合組織で2万余名であり合計10万名以上である。経済事業の取扱い額は、一線組合で43兆ウォン、連合会を含めると合計55兆ウォンに達する。全農林産業生産額の半分程度が協同組合を経由しているとみることができる（表1）。

しかしながら一次産業協同組合は、組合員の高齢化および一次産業従事者減少などによって成長の限界に達しており、新しい成長動力をみつけなければならない課題をかかえている。

ロ. 協同組合金融の現況

元来信用協同組合に分類されるものは信協とセマウル金庫であるが、わが国は生産者協同組合も信用事業を兼営しているためこれを

含めて協同組合金融の現況をみる方が理解が容易である（表2）。

協同組合金融の総資産は342兆ウォンであり、受信額は296兆ウォン、与信額は200兆ウォンで預貸比率は68%である。総資産のうち農協が206兆ウォンで全体の60%を占め、セマウル金庫が77兆ウォン、信協が40兆ウォンの順で規模が大きい。水産協同組合と山林組合の相互金融規模は低い方である。組合当たり平均資産も農協が1,744億ウォン程度で最も大きく、水産協同組合、セマウル金庫、信協の順である。

預貸比率は水産協同組合が80%で最も高く、山林組合が51%で最も低い。自体的に運用できない資金は該当中央会の銀行事業部門や連合会が運用して協同組合の外部で活用される。協同組合金融を協同組合セクター内のできるだけ循環させるには、労働者協同組合や社会的企業のような貸出先を開拓し異種協同組合貸出しが一般化されなければならないが、まだこれら協同組合的企業の規模が小さく、異種協同組合間の貸出し優遇措置が設けられていないため、相互関係は低い。今後改善すべき課題である。

表1 一次産業生産者協同組合の主要現況

項目	農協	水協	山林組合	合計	
組合数	1,181	91	142	1,414	
組合員数	2,451,045	157,618	477,071	3,085,734	
職員	組合	73,059	5,506	2,162	80,727
	連合	17,894	3,203	557	21,654
	合計	90,953	8,709	2,719	102,381
経済事業額 (億ウォン)	380,150	39,664	6,951	426,765	
資本金 (億ウォン)	311,060	11,405	858	323,323	
平均組合員数	2,075	1,732	3,360	2,182	
組合平均 経済事業額 (億ウォン)	322	436	49	302	

ハ. 消費者生協の躍進

下からの組織と成長によって底辺を踏み固めてきた生活協同組合は、2000年以降、生協法の制定と消費文化トレンドの変化とともに大きく成長してきた。GDPの増大とともに386世代⁸に代表される高学歴人口が本格的な消費主導層として登場しながら、食生活品の価格や品質のみではない安全性と信頼によって選択する消費トレンドが形成され、度重なる食品騒ぎと狂牛病論難が国民的イシューと

表2 協同組合金融の主要現況

(単位: 億ウォン、%)

項目	農協	水協	山林組合	信協	セマウル金庫	合計
総資産	2,059,270	152,031	39,320	397,298	773,141	3,421,060
受信	1,780,730	121,421	28,134	347,899	681,659	2,959,843
与信	1,279,898	97,626	14,407	229,154	383,241	2,004,326
平均資産	1,744	1,671	277	388	517	-
平均受信額	1,508	1,334	198	340	456	-
預貸比率	72	80	51	66	56	68

8 [訳注] 1990年代に30歳代(3)で、1980年代(8)に学生運動に参加し、1960年代生まれ(6)の世代を指す。

して浮上する中で、食品の安全に対する消費者の関心と認識は大きく向上した。その結果生活協同組合に対する認知度と加入率が急激に増加し、生活協同組合の売上額も大きく増えた（表3）。

消費者生協の発展は積極的な生協運動家の発掘と育成、協同組合運動家のアイデンティティをもちつづける職員の活動など多様な要因が結合したものである。2010年に生協法が全面改定され農食品のみでなく一般消費財の販売も共済事業も可能となるように生協の事業範囲を拡大したことを勘案すれば、生協の成長傾向は一層強化されるであろう。

二. 労働者協同組合などの成長

1990年から始まった労働者協同組合は、法人格を得られず株式会社、有限会社など多様な形態で運営されているが徐々に活性化している。労働者協同組合的性格と社会的協同組

合の性格を共有する自活共同体もまた都市地域活動家たちの活動と地域自活センター協会などの支援を通じて急激に増加している。

現在、労働者協同組合を指向してICAに加入している団体としては韓国代案企業連合会有る。韓国代案企業連合会は2007年10月の創立後、徐々に会員数を増やしている。創立当時は韓国労働者協同組合連合会など39個の組織が所属していたが、2010年中盤には100個余りの組織が加入しており、拡大している。代案企業連合会に属している事業体は105、雇用人員は1,984名、売上額は570億ウォンである。1か所あたり平均売上額は5億7千万ウォン程度であり小規模事業体で構成されており、雇用人員も平均19名程度で零細な状況である（表4）。

労働者協同組合に対する認識不足と、設立および独自法人格付与がされない点など制度的な不備によって、まだまだ労働者生産協同

表3 生協の組織および事業の拡大

(供給額単位:100万ウォン)

区分	2008 (a)	2009 (b)	2010 (c)	増加率 (%)			
				b/a	c/b	c/a	
供給額	ハンサルリム	133,437	159,442	190,940	19.5	19.8	43.1
	iCOOP生協連合会	130,150	205,300	280,000	57.7	36.4	115.1
	トゥレ生協連合会	40,554	55,583	70,260	37.1	26.4	73.3
	ミヌ会生協	11,338	15,367	20,529	35.5	33.6	81.1
	その他	23,839	28,360	33,548	19.0	18.3	40.7
	合計	339,318	464,052	595,277	36.8	28.3	75.4
組合員数	ハンサルリム	170,793	207,053	242,916	21.2	17.3	42.2
	iCOOP生協連合会	54,600	78,593	110,000	43.9	40.0	101.5
	(組合費組合員) ⁹	34,987	56,100	80,000	60.4	42.6	128.7
	トゥレ生協連合会	48,390	66,617	85,000	37.7	27.6	75.7
	ミヌ会生協	17,187	19,579	24,900	13.9	27.2	44.9
	その他	37,420	43,150	49,620	15.0	15.3	32.6
	合計	328,390	414,992	512,436	26.4	23.5	56.0

9 [訳注]組合費納付を約定した組合員。組合費組合員は一般組合員よりも割安の価格で生協商品を購入することができる。

表4 韓国代案企業連合会基本現況

企業名	雇用人員／名	売上／億ウォン	企業数
再活用代案企業連合会	600	130	16
韓国住居福祉協会	150	150	50
清掃代案企業連合会	704	93	18
全国女性家事事業団 ウロンカッシ	400	20	17
個別会員企業	130	177	4
合計	1,984	570	105

組合を指向する事業体の拡散は不十分である。2011年12月に協同組合基本法が制定され今後の成長が期待される。

8. むすび：韓国協同組合の発展方向

わが国の協同組合の範疇には、1960年代初めに政府の下向式育成と支援によって発展した農水協など生産者協同組合と、初期には自発的に発展したが運営過程において運動性が弱化した信協系列の大規模協同組合諸機関と、1980年代後半から多様に発展している自律的で、運動性を強く維持している生協、労働者協同組合などが混在している。

こうした状況の中で協同組合本来の存在理由である資本主義の経済的対立を緩和する代案経済組織として社会的認定を受けるためには、三種の戦略が並行しなければならない。

第一に協同組合機関が協同組合的価値を一層強調し実行することができるように、制度的改善と共に自律的な協同組合として発展しうる人的力量を育成しなければならない。

第二に多様な協同組合を活性化し、異種協同組合間の協同を促進させる協同組合基本法が制定された。法制定の機会を十分に生か

しうる追加の制度改善が必要である。協同組合基金の造成や基本法として設立される協同組合に対する政策的、取り引き慣行の不利益が無いようにしなければならない。こうした活動は協同組合の運営と生態系構築の多様な成功モデルがつけられる時、促進されるであろう。

第三に協同組合の必要性と社会全般への寄与に対する正当な評価と同意を得るためにはより多くの研究の進展が必要である。それを基に初中高等学校教科書に協同組合の事業内容が教育されるようにするなど多様な広報が可能となるようにコンテンツをつくり、協同組合指導者たちを多数養成すべきである。

参考文献

- (株) 地域農業ネットワーク (2008) 『地域と農業のネットワークキング、10周年シンポジウム資料集』
- Sven Ake Book (1995) 『急変する世界における協同組合の価値』、農協大学農協経営研究所
- カン・ジョンマン他 (2004) 『相互金融未来発展戦略』、農協中央会、韓国金融研究院／農協調査研究所
- 金奇泰他 (2010a) 『協同組合基本法制定に対する研究』、国会事務処、韓国協同組合研究所
- 金奇泰 (2010b) 「地域農協の役割再規定と地域総合センターの構想」、『農業農村の道2010シンポジウム資料集』、2010
- キム・ヨンミ (2009) 『彼らのセマウル運動』、プルンヨッサ
- ナム・ウォンホ (2010) 「韓国の代案企業について語る」、モシムクァサルリムフォーラム発表者料、2010
- 信協 (2009) 統計資料
- ユ・ダリョン (1998) 『協同と社会福祉』、ホンイクチェ
- チャン・ジョンイク (1995) 『韓国協同組合運動の歴史と現況』、協同組合研究所内部資料
- チョウ・ワニョン (2010) 「生活協同運動と生活協同組合活動」、モシムクァサルリムフォーラム発表文2010年5月、2010

金奇泰氏のこの論文は、日本帝国主義下の植民地朝鮮、および解放と分断を経て朝鮮半島南部に成立した韓国における協同組合の歴史を叙述したものである。日本が1905年に大韓帝国を保護国とした後、1907年に設立を開始した金融組合が朝鮮（韓国）における協同組合の嚆矢であった。それから現在にいたる100年以上の期間に亘って、朝鮮（韓国）における協同組合の制度と運動に関する歴史が、わかりやすく説明されている。その際、生産者（農業・漁業・林業）協同組合、消費者協同組合そして労働者協同組合という幅広い領域を対象に、その歴史的系譜を踏まえながら紹介がなされている。

ここで急いで付け加えなければならないのは、金融組合が「嚆矢」となったのは事実であるものの、この論文の強調点は、金融組合を起源とするいわゆる「官製協同組合」の系譜とは別に「自生的民間協同組合」の系譜が存在しており、後者の系譜こそが、今日の韓国における協同組合事業・運動にとっては重要な歴史的遺産であり経験であったという事実におかれている。そして、後者の系譜こそが、今日の韓国において展開しているダイナミックな協同組合運動をもたらしている。

さらにこの論文において、以下のような問題提起がなされている。すなわち、韓国統監府・朝鮮総督府が主導した前者の系譜は、協同組合の理念からは大きく逸脱した協同組合制度を植民地朝鮮に導入する役割を果たした。日本帝国主義からの解放後、「解放空間」においては多様な農民運動が展開した。その中には、前者の「官製協同組合」の系譜を否定して「自生的民間協同組合」の理念を実現しようとする協同組合運動も含まれていた。しかし、分断と朝鮮戦争を経て朝鮮半島に冷戦構造が定着し、韓国に権威主義的軍事的な反共国家体制が成立したのち、国家主導の下で組織された韓国の協同組合には、植民地下で成立した「官製協同組合」の痕跡が刻印されつづけた。韓国における後者の系譜は、冷戦構造・南北分断体制下で、いわば反共の^{くびき}軛をはめられたう

えでの、その痕跡との戦いの系譜でもあった。そして、後者の系譜における運動の成果としての1980年代の民主化運動や近年の農協法改正などを経てもなお、その痕跡は残存している。

農協制度をはじめとして、韓国と日本の協同組合に関しては、両者の類似性（にもかかわらず差異があるという点）に着目しつつ比較対象として取り上げられることが多い。この論文の趣旨を踏まえれば、朝鮮（韓国）と日本の協同組合の比較という視点ばかりではなく、20世紀前半の植民地支配－被支配関係および戦後東アジア冷戦構造の下での両国の軍事的政治的役割割当（西側陣営の最前線と後衛）という両者の関係性を前提として、両者の協同組合制度の関係性に着目して論じることこそが重要であるといえよう。

最後に、用語法に関して補足説明をしておきたい。日本帝国主義は植民地朝鮮農村を日本国内への食糧（米穀など）供給基地として、そして日本国内工業製品（綿製品など）の消費市場として位置づけた。その結果、朝鮮農村における稲作単作化・兼副業機会縮小が進展し、植民地に固有な過剰人口の累積が進展した。朝鮮農民は窮乏化し、多くの自作農が小作農に転落した。他面では、日本人・朝鮮人地主への農地集積が進行した。小作地借り入れをめぐる農民間の競争ゆえに小作料率が引き上げられ、耕作権が不安定化した。小作農民は小作争議で地主への対抗を試みるが、植民地権力はそれを弾圧した。また、この論文での紹介の通り、植民地権力は協同組合による農民の購入販売事業を抑制した。植民地下での政治経済構造を背景として遂行された朝鮮農民に対する地主や商人による収奪を、この論文では「植民地収奪」という用語で表現している。なお、韓国においては、日本帝国主義をしばしば「日帝」と表記する。また、1910年の韓国併合条約は締結時点で無効であるという立場から、日本帝国主義による植民地支配を「日帝強制占領」と表記する。この論文でもこの表記が用いられている。

金奇泰氏は、ソウル大学および同大学院に在籍（いずれも農業経済学科、2009年に修士課程修了）する

かたわら、1996年以降はカトリック農民会、韓国農業経営人中央連合会、韓国農漁民新聞（記者）および地域農業ネットワーク（理事）という在野の農業団体で活動をされてきた。2009年に韓国協同組合研究所の所長に就任され、現在に至っている。本誌第67号（2013年9月発行）には、金奇泰氏の論文「農業生産者組織の協同組合化のための課題」が翻訳掲載されている。あわせて参照いただきたい。

（文責：松本武祝）